

## 1. 要件一覧

イ	ロ						ハ					
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	

## 2. 事業収入総括表

項 目	収入金額(円)	構成割合(%)
①社会保険診療		
②労災保険診療		
③自賠責		
④公害		
⑤健康増進		
⑥それ以外の健康診査		
⑦臨床検査		
⑧助産		
⑨自治体委託		
(①～⑨の合計)		
⑩事業収入合計		

・⑩の事業収入合計は法人の事業収入から、当該法人が開設又は運営する保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所又は准看護師養成所に関する事業に係る収入、当該法人の構成員の相互扶助を目的として共済を図る事業に係るものを除いたもの

・事業収入とは、経常的な収益のうち事業活動に係る収益をいい、会費、入会金、特別収入などは含まれない

## 3. 労働者災害補償保険法に係る患者の診療報酬

②に係る患者の診療報酬が社会保険診療に準ずる額か否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

準ずる額

準じない額

4. 自動車損害賠償保障法に係る患者の診療報酬

③に係る患者の診療報酬が社会保険診療に準ずる額か否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

準ずる額

準じない額

5. 公害健康被害の補償等に関する法律に係る患者の診療報酬

④に係る患者の診療報酬が社会保険診療に準ずる額か否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

準ずる額

準じない額

6. 健康増進法第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業(健康診査に係るものに限る。)に係る収入金額

⑤に係る患者の診療報酬が社会保険診療と同一の基準またはそれ以下により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

同一の基準による

同一の基準によらない

7. 健康増進法以外の法令に規定する健康診査に係る収入金額

⑥に係る患者の診療報酬が社会保険診療と同一の基準またはそれ以下により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

同一の基準による

同一の基準によらない

8. 臨床検査を行う者の利用に供することにより得られた収入金額

	施 設 名	収入金額(円)
	合 計	

9. 助産にかかる収入金額

	項 目	値
A	自由診療のうち助産にかかる収入 (社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く)	円
B	分娩件数	件
C	B × 50万円	円
D	A又はCの金額のうち、いずれか低い方の金額	円

10. 2号ロ(1)及び(4)に掲げる基準に関する事業並びに国又は地方公共団体から委託を受け実施する医療に関する事業に係る収入金額

	事 業 名	収入金額(円)
	ロ(1)学校医	
	ロ(4)特定健診特定保健指導	
	合 計	